

# 食品衛生ここがポイント

## No.6 清潔な服装、作業場への不用品持込禁止

作業中、汚れた服装による食品への細菌汚染や、毛髪などの異物混入を防ぐため、衛生的な服装をしなければなりません。

また、調理場に持ち込まれたタバコがお茶に混入して、ニコチンによる食中毒が発生した事例など、不用品持込が原因となった異物混入事件があとを絶ちません。身につける装飾品やタバコなど、作業に関係のないものは、異物混入などの原因となってしまいます。

お店での服装や、作業場への持込品に関するルールをつくり、作業場入り口に貼っておくなど、従業員に徹底させることが大切です。

### ここがポイント

- 作業場では、専用の作業着を着用します。また、同一人が原材料の下処理などの汚染作業や、盛付けなどの非汚染作業に従事する場合は、作業別に交換するようにしましょう。
- マスクや帽子、手袋など、どの作業で着用するか、また、どのくらいの頻度で交換するのか、ルールを定めます。  
例／マスク＝盛付け作業、帽子＝調理、盛付け作業  
手袋＝盛付作業(50食毎に交換)など
- つめは短くする、マニキュアはおとす、腕時計、ピアスははずしてから作業場に入る、といったような、作業場入室の際の身だしなみや持込品に関するルールを定めます。
- 作業中、トイレに入る際は、白衣等作業着は脱ぎ、履き物も替えます。当然、エプロンや帽子なども外します。



- 外出する際には、トイレに入るときと同じように、白衣等作業着は脱ぐ等、その扱いに注意しましょう。